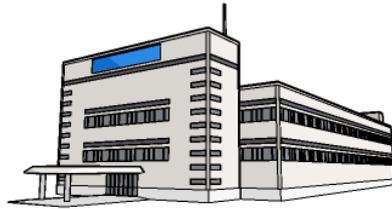


お客様用資料
特許制度編
(2024年度版)

～ 特許取得をお考えのお客様へ～



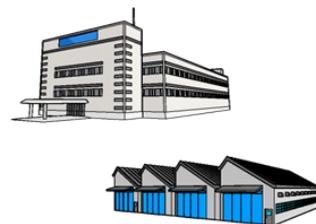
Patent

中川特許事務所

弁理士 中川 淨宗

～ 目 次 ～

I. 特許が保護する発明	1
II. 特許取得のメリット	7
III. 特許取得までの手続	9
IV. 特許出願の費用料金	13
V. 特許出願の申請様式	19
VI. 特許発明の質問相談	25



I . 特許が保護する発明

1. 発明の4つの要件

「**特許法**」は、特許権によって発明を保護するための法律です。そうすると、特許庁に出願を行って特許を取得するためには、まず、お客様のアイデアが特許法の定める「**発明**」でなければなりません。特許法が定める発明に該当するためには、以下の4つの要件を全て満たしている必要があります。

発明の1つ目の要件は「**自然法則を利用していること**」です。「**自然法則**」とは、自然界において生じるさまざまな現象の間に成立していることが、経験的に見いだされる一般的な原則のことです。例えば、全ての物体はお互いに引き寄せる力を及ぼし合っているとする「万有引力の法則」のような自然科学上の法則はもちろん、「水は高い所から低い所へ流れる」といった各種の自然現象も自然法則に該当します。

一方、自然法則に該当しないものの例としては、計算方法のような数学上の法則、スポーツやゲームのルールのような人為的な取決め、催眠術をかける方法といった人間の心理法則などが挙げられます。

また、自然法則の「**利用**」とは、なんらかの自然法則を利用することで、一定の技術的な作用効果を発揮することです。したがって、以下のようなものは、自然法則を利用していないため、特許法上の発明には該当しません。

- ・ **自然法則それ自体**

例) 丸太は水に浮かぶといった自然現象そのもの

- ・ **自然法則に反するアイデア**

例) エネルギーを加えなくても動き続けるモーターといった永久機関
(エネルギー保存の法則に反するアイデア)

- ・ **自然法則以外の法則を利用するアイデア**

例) 人間の心理法則を利用したサブリミナル広告
(人間の潜在意識に訴える広告宣伝手法)

発明の2つ目の要件は「**技術的思想であること**」です。「**技術**」とは、一定の目的を達成するための具体的な手段のことです。技術であるためには、同じ条件の下であれば同じ結果が得られるという「**反復可能性**」を備えていなければなりません。ただし、反復可能性は、その結果を再現できる確率（再現率）が高いことを要求するものではありません。

したがって、たとえ再現率が低くても、確実にその結果が得られるのであれば、反復可能性が認められます。例えば、御木本幸吉氏が発明した真珠の養殖法（特許2670号）は、最初の内は、加工した真珠貝の1～2%からしか真珠を採れなかったというのは有名な話です。したがって、以下のようなものは、技術的思想ではないため、特許法上の発明には該当しません。

- ・ 技能・技術・こつ・奥義

例) フォークボールの投げ方

- ・ 情報の単なる提示

例) 収録されているアニメ映画にのみ特徴があるDVD

- ・ 単なる美的創造物

例) 絵画や彫刻といった美術作品

- ・ 未完成発明

例) タイムマシンのように具体性がなく、単なる願望に過ぎないもの

発明の3つ目の要件は「**創作性があること**」です。「**創作**」とは、人間がその精神的な活動を通じて、新たに何かを創り出すことをいいます。よって、新種の微生物や動植物を見いだしたといったように、既に存在しているものを見つけ出す「**発見**」は、発明に該当しません。東京高等裁判所における平成2年2月13日の判決「錦鯉飼育法事件」を通して説明します。

スピルリナプラテンシスというバクテリアには、これを取り込んだ生物の体を鮮やかにする効果があります。しかし、スピルリナプラテンシスにそのような効果があることを発見しただけでは発明とはいえません。しかし、スピルリナプラテンシスを赤色の錦鯉に餌として与えることで、錦鯉の赤色をより鮮やかにすることができる錦鯉の飼育方法を考え出したならば、発明に該当します。

発明の4つ目の要件は「**高度性があること**」です。

この要件は特許法が保護する発明と実用新案法が保護する考案の違いを示しています。つまり、技術には様々なレベルのものがありますが、高度の技術は特許法で保護し、低度の技術は実用新案法で保護するという2つの法律の役割分担を図っているのです。

【発明の4つの要件】

- ①「**自然法則を利用している**」こと
- ②「**技術的思想**」であること
- ③「**創作性**」があること
- ④「**高度性**」があること

2. 発明の3つの種類

上記のような特許法が保護する発明には、以下の3種類の発明があります。特許法の規定上、特許権の効力を及ぼすことができる行為は、発明の種類によ

って異なります。したがって、お客様の発明がどの種類の発明に該当するかを検討することは、特許庁への出願を行う上で重要な問題です。

発明は、時間的な要素を含んでいるか否かによって、まず、物の発明と方法の発明に大きく分けることができます。そして、方法の発明は、さらに単純方法の発明と生産方法の発明に分けることができます。

1) 物の発明

発明が生産などすることができる物として現れており、発明を構成する要素に時間の経過を含まない発明のことです。

例) 爪先の布地を二重にして爪先を破けにくくした新型靴下 A の発明

2) 方法の発明

発明の構成要素に時間の経過（方法の逐次性）を含んだ発明のことです。方法の発明には、以下の単純方法の発明と生産方法の発明が含まれます。

① 単純方法の発明

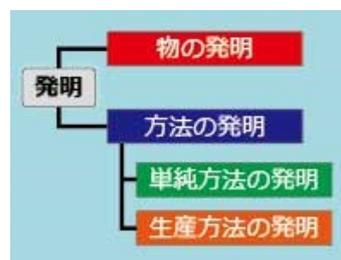
その方法を使用しても生産物が生じない発明のことです。

例) 新型靴下 A の縫い合わせを検査する方法 B の発明

② 生産方法の発明

出発材料・処理過程・生産物という 3 つの要素を有する発明のことであり、その方法を使用することで生産物（結果物）が生じる発明のことです。

例) 新型靴下 A の縫製方法 C の発明



3. 特許権取得の要件

上記のような特許法が規定する発明の要件を満たすだけでは、特許庁に出願を行っても、特許権を取得することはできません。特許を取得するためには、特許法が定めるさまざまな「特許要件」を満たす必要があります。以下では 5 つの主な特許要件 についてご説明します。

1) 産業上利用可能性

1 つ目の特許要件は「**産業上利用可能性**」です。これは、その発明が広い意味での産業の分野で事業としての実施ができることです。ここでいう「**産業**」とは広い意味に解釈されており、製造業だけでなく、鉱業、農業、漁業、運輸業、通信業、金融業、またはサービス業なども含まれます。

ただし、発明が実際に産業上利用されている必要はなく、近い将来産業上利用される可能性があれば十分です。つまり、実際にその発明を利用して製品を作っているといた必要はないのです。以下の3つの発明は、産業上利用可能性がないため、特許を取得することができない発明として取り扱われています。

- ・ **人間を手術・治療・診断する方法の発明**

例) 外科的手術方法(手術方法)、風邪の予防方法(治療方法)、火傷による皮膚のただれ度を測定する方法(診断方法)

- ・ **その発明が事業として利用できない発明**

例) 自分の癖毛を上手にブラッシングする方法のような個人的にのみ利用される発明、あるいは学術的または実験的にのみ利用される発明

- ・ **實際上明らかに実施できない発明**

例) 台風の目にドライアイスを投入して台風を消滅させる方法

2) 新規性

2つ目の特許要件は「**新規性**」です。新規性とは、特許出願時における発明の客観的な新しさのことです。新規性があるか否かは、特許庁に特許の出願書類を提出した何時何分まで考慮して判断されます。

また、新規性があるか否かは、日本国内外で生じた事実を基準として判断されます。例えば、日本で出版された刊行物に記載されている発明はもちろん、米国で出版されている刊行物に記載されている発明にも新規性はありません。日本では、以下の4つの発明が新規性のない発明として取り扱われています。

- ・ **公然知られた発明(公知発明)**

不特定の人に秘密でないものとして知られた発明のことです。

- ・ **公然と実施された発明(公用発明)**

不特定の人に秘密でないものとして実施されている発明のことです。

- ・ **頒布された刊行物に記載された発明(刊行物公知発明)**

新聞・雑誌・特許公報など各種の情報伝達媒体に掲載されている発明のことです。

- ・ **電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明(インターネット公知発明)**

インターネット上に公開されているウェブサイトに掲載されている発明のことです。



3) 進歩性

3つ目の特許要件は「**進歩性**」です。進歩性とは、その発明の分野の技術者であっても、特許出願時における技術水準から簡単に発明することができないことです。進歩性があるか否かも、上記の新規性と同様に、特許出願時を基準として判断され、日本国内外で生じた事実を基準として判断されます。

進歩性があるか否かは、その発明の技術分野における通常の知識を有する者（当業者）を基準として判断されます。例えば、先ほどの靴下の発明でいえば、靴下の製造技術者を基準として判断されます。

そして、この当業者が新規性のない発明に基づいて通常の創作力を発揮することで、その発明を簡単に思い付けたか否かを基準として、特許庁に出願された発明に進歩性があるか否かが判断されます。

例えば、靴下の製造技術者が、従来の靴下から新型靴下Aを簡単に思い付ける場合、靴下Aは進歩性が認められないため特許を取得することができません。一方、靴下の製造技術者であっても、従来の靴下から靴下Aを簡単に思い付けない場合、靴下Aは進歩性が認められます。

4) 先願主義

4つ目の特許要件は「**先願主義**」です。これは、同じ技術について2件以上の特許出願または実用新案登録出願があった場合、最も早く特許庁に出願を行った者に権利を与えるという考え方です。

例えば、新型靴下Aについて、X社が特許を出願した翌日に、Y社も特許を出願した場合は、X社が靴下Aの特許を取得することができます。また、X社が特許を出願した日と同じ日にY社も特許を出願した場合には、どちらが靴下Aの特許を取得するかを両社で協議して決定します。もし、この協議がまとまらなければ、X社もY社も靴下Aの特許を取得することはできません。

5) 不特許事由

5つ目の特許要件は「**不特許事由**」に該当しないことです。日本では、クローン人間の製造のように、公序良俗（社会秩序および社会道徳）、または公衆衛生（国民の健康）を明らかに害するおそれがある発明は、特許を取得することができないとされています。



4. 特許権の取得者

特許権を取得するためには、特許庁に特許を出願した者がその発明について「**特許を受ける権利**」を保有していなければなりません。特許を受ける権利とは、発明者が発明を完成させてから、出願人が特許権を取得するまで、その発明を仮に保護するための権利です。

特許を受ける権利は、発明者が発明を完成させたのと同時に、発明者に自動的に発生する権利です。よって、特許を受ける権利を取得するために、特許庁に対する申請や出願といった官公庁における手続などを行う必要はいっさいありません。

「**発明者**」とは、発明を創作する行為に現実に加わった者のことをいいます。よって、以下のような者は、発明に関与しているものの、発明を創作したとはいえないため、発明者には該当しません。

- ・ **法人**

例) 会社、研究所、官公庁、組合、その他の各種団体など

- ・ **補助者**

例) 発明を完成させるための実験や試験を手伝ったにすぎない者

- ・ **助言者**

例) 発明者に対し発明に関する簡単なアドバイスをを行ったにすぎない者

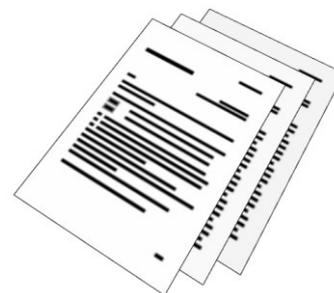
- ・ **指示者**

例) 発明者である部下に対して、発明することを命じた上司

- ・ **後援者**

例) 発明者に対し発明に必要な資金や設備を援助したにすぎない者

ただし、特許を受ける権利は売買や相続といったかたちで、他人に移転することができます。したがって、発明者でない者が特許を出願する場合には、発明者からこの権利を譲り受ける必要があります。社内で社員が発明を行った場合でも、会社はその社員から特許を受ける権利を譲り受けなければなりません。



Ⅱ. 特許取得のメリット

1. 発明独占のメリット

特許を取得するメリットの1つ目は「**発明の独占**」です。特許権とは、特許を保有する特許権者だけが特許を取得した発明を製品化して販売するなどして実施できる独占的な権利だからです。

したがって、自社のアイデアについて、特許庁に出願を行って特許の登録をしておけば、自社の発明と同様の発明を実施している他社に対して、自社の特許権の侵害を主張することができます。

特許の侵害がなされた場合には、侵害品の製造の中止などを求める差止請求、特許権の侵害によって自社に生じた損害の賠償を求める損害賠償請求、模倣品が粗悪品であるために自社の信用が損なわれた場合に新聞紙上への謝罪広告の掲載を求める信用回復措置請求などを行うことができます。



メリット①
発明の独占

2. 技術防衛のメリット

特許を取得するメリットの2つ目は「**技術の防衛**」です。特許権とは発明を独占することができる権利ですから、1つの発明には1件の特許権しか成立することができません。

自社が開発した技術と同じような技術を他社も開発している可能性は十分あります。しかし、自社がその技術について先に特許庁に出願して特許を登録しておけば、他社が類似の技術について特許を取得してしまい、自社がその技術を利用できなくなってしまう事態を回避できます。

さらに、その技術分野における基本的な技術について特許を取得した後、その改良技術や周辺技術についてもあわせて特許を取得しておけば、その技術分野全体について発明の防衛を図ることができます。



メリット②
技術の防衛

3. 信用向上のメリット

特許を取得するメリットの3つ目は「**信用の向上**」です。特許権とは特許庁の審査官による厳正な審査を通過するとともに、特許庁における特許権の登録を受けることではじめて取得できる権利です。

つまり、自社の技術について特許権を取得している企業であるということは、特許庁の厳正な審査を踏まえた特許を取得できるだけの技術力を備えている企業であるという社会的な信用が得られるのです。

また、特許出願のなされた発明や特許が認められた発明は、特許庁により広く社会に公開されることになります。つまり、自社の発明について特許を取得することで、発明・考案・意匠・商標・著作権といった知的財産を重視している企業であるという社会的に高い評価が得られるでしょう。



4. 利益確保のメリット

特許を取得するメリットの4つ目は「**利益の確保**」です。発明は企業にとって非常に重要な知的財産の1つですが、特許権を取得していない発明は他社に真似されやすいという問題があります。

特許権という自社の技術を独占できる権利を取得しておけば、特許法による保護を受けられます。つまり、特許を取得したアイデアを他社に模倣されることなく、自社だけで実施する利益を確保できます。

また、自社の発明に特許権という明確な権利を取得しておけば、自社の発明を他社に譲渡したりライセンスしたりするときに、契約をスムーズに行うことができます。そうすると、他社に特許権の譲渡やライセンスを行いやすくなり、より大きな利益を確保することができます。



Ⅲ. 特許取得までの手続

1. 特許出願前の手続

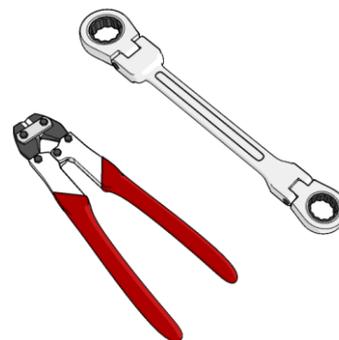
新しい技術に関するアイデアを思い付き、特許庁で手続を行って特許を取得したいとお考えであれば、その発明が特許権を取得するための要件を満たしているか否かについて「**事前の検討**」が必要です。特許を取得するための要件を満たしていなければ、たとえ特許庁に特許出願を行っても、特許を取得することはできないからです。

特に、すでに同様のアイデアについて、他人が特許権や実用新案権を取得しているか否か、新聞や雑誌といった刊行物あるいはウェブサイトに掲載されているか否かについて「**先行技術調査**」を行うことが重要です。

他人が特許権や実用新案権を取得している技術あるいは特許出願から一定の期間を経過した技術は、特許庁が発行する公報に掲載されています。この公報は「特許情報プラットフォーム」のウェブサイトにて、一般の方でも自由に検索・閲覧することができます。

以上の検討を踏まえて、特許権を取得できる技術内容だと思われたら、特許庁に提出する出願書類一式（願書・特許請求の範囲・明細書・図面・要約書）を作成します。

そして、出願書類の提出と出願料の納付を行って、特許庁に「**特許出願**」を行います。特許庁に対する手続は、紙媒体でも行えますが、専用のソフトウェアを利用して電子的に行うこともできます。



2. 特許出願後の手続

特許庁は出願人から出願書類を受領すると、出願書類が特許法の定める様式に従っているか否か、出願料がきちんと納付されているか否かといった形式的な要件（方式要件）に関する審査を行います。特許法におけるこのような要件の審査を「**方式審査**」と呼びます。

その出願の審査や手続の進み具合とは関係なく、特許出願から1年6ヶ月を経過すると特許庁は出願の内容を特許公報に掲載して公開します。これを「出願公開」といいます。出願中の発明の情報も「特許情報プラットフォーム」のウェブサイトで検索・閲覧することができます。

特許の取得を希望されるのであれば、特許出願の日から3年以内に、特許庁へ審査料を納めて次の実体審査を求める「**出願審査請求**」を行う必要があります。この手続を行わないと、その特許出願は取り下げたものとして取り扱われるため、特許を取得できなくなってしまうためです。出願審査請求は特許法に特有の手続であり、実用新案法・意匠法・商標法には存在しない手続です。

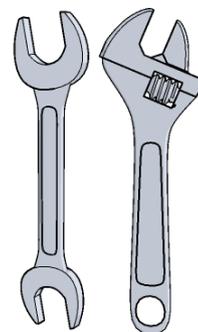
出願審査請求を行うと、特許庁の審査官が、産業上利用可能性・新規性・進歩性といった特許法が定める各種の特許要件を、出願された発明が満たしているか否かといった実体的な要件（実体要件）に関する審査を行います。特許法におけるこのような要件の審査を「**実体審査**」と呼びます。

審査官が実体審査に着手する大まかな時期は、特許庁の右記ウェブページ「審査の着手状況」で確認することができます。また、実体審査を早めてもらう早期審査制度などもあります。

審査官が特許要件を満たす発明であると判断すれば「**特許査定**」が行われます。そして、特許査定から30日以内に特許権の設定登録を行うための特許料を特許庁に納付しなければなりません。

特許の登録が行われたアイデアを特許庁が特許公報に掲載することで、特許庁における特許取得手続は終了します。特許出願から特許権の取得までは約10ヵ月かかっています。

なお、他人が特許権を取得したことに不満がある人は、特許公報が発行されてから6ヶ月以内に、誰でも特許庁に異議を申し立てることができます。この制度を「**特許異議の申立て**」と呼びます。



3. 特許審査後の流れ

審査官が特許の取得要件を満たしていないと判断した場合、出願人に対してこのままでは特許を認めることができない旨をその理由とあわせて通知します。これを「**拒絶理由通知**」といいます。

出願人がなお特許権の取得を希望するのであれば、審査官の見解に反論を行う意見書を提出したり、出願書類の誤りを修正する手続補正書を提出したりして対応します。このような対応により、審査官が特許の取得要件を満たしていると判断すれば「**特許査定**」が行われます。

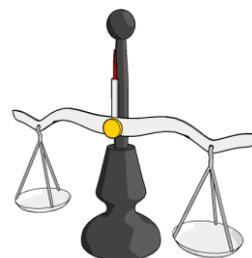
一方、出願人がこのような対応をしても、審査官がなお特許の取得要件を満たしていないとの判断を変えなければ「**拒絶査定**」が行われることとなります。

出願人がなおも特許権の取得を希望するのであれば、拒絶査定を受けた日から3ヶ月以内に「**拒絶査定不服審判**」を請求して、更に特許庁の審判官に対し不服を申し立てることができます。

審判官が審理を行い、特許の取得要件を満たしていると判断すれば「**特許審決**」が行われて特許権を取得することができます。一方、審判官も特許の取得要件を満たしていないと判断すれば「**拒絶審決**」が行われます。

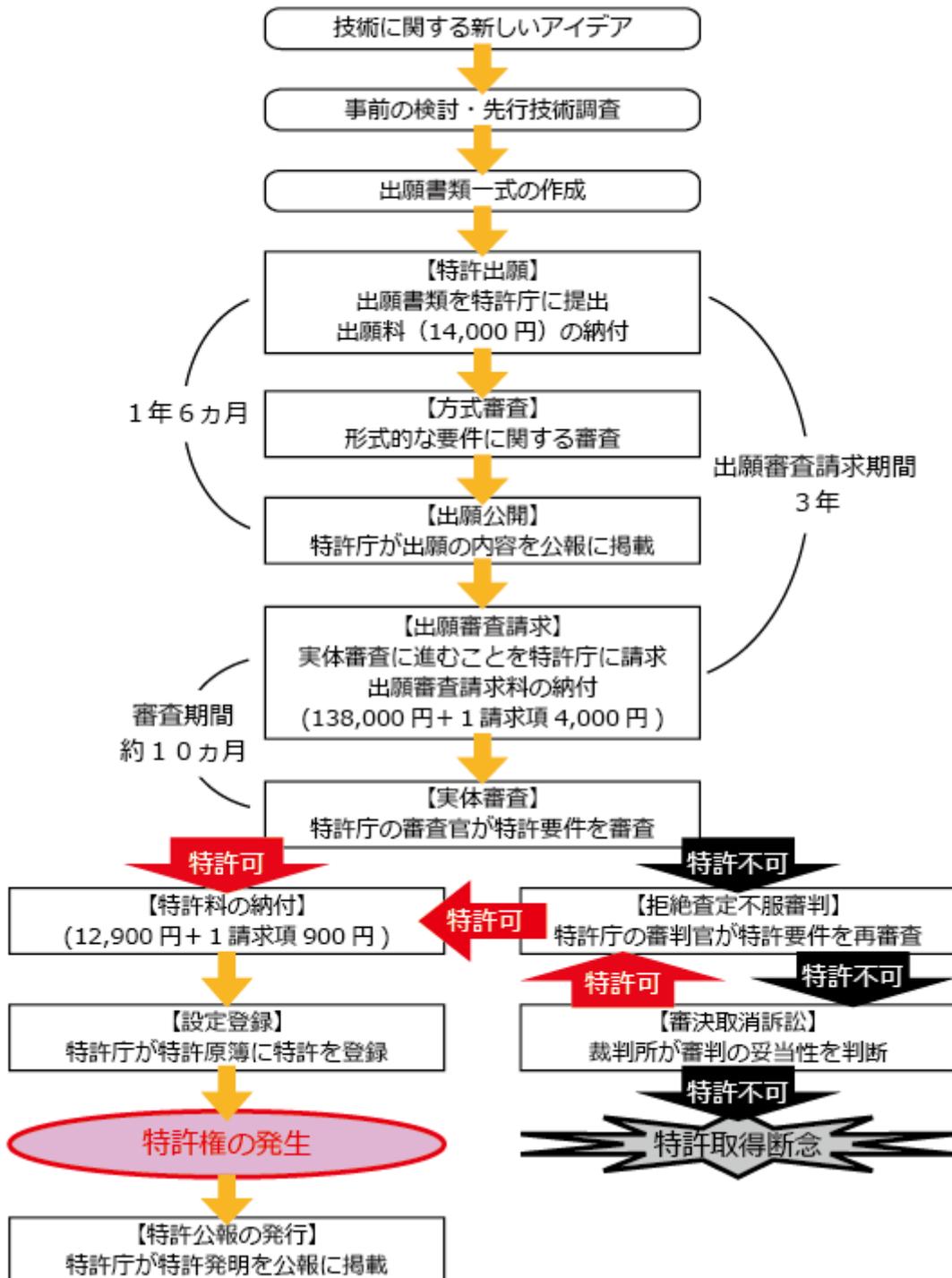
それでも出願人が特許権の取得を希望するのであれば、拒絶審決を受けた日から30日以内に東京高等裁判所に「**審決取消訴訟**」を提起して、裁判所に拒絶審決に対する不服を申し立てることができます。

裁判所が拒絶審決を取り消すと、特許庁の審判において再度審理が行われることとなります。一方、裁判所が拒絶審決を維持すると、最終的には特許権を取得することができなくなります。もちろん東京高等裁判所の判決に不服があれば、最高裁判所に上告することもできます。



4. 特許手続のフロー

以上にご説明した特許庁における特許出願から特許権の取得までの特許庁における手続の流れをフローチャートにまとめると、以下の表のようにまとめることができます。



IV. 特許取得の費用料金

1. 特許取得手続の官公庁費用

特許を取得するための「費用」として、まず、特許庁に支払う「**官公庁費用**」がかかります。この費用は、特許庁における特許権の取得手続について、特許事務所や弁理士にその代行を依頼せず、お客様ご自身で行われる場合であってもかかる費用です。

官公庁費用としては出願料、出願審査請求料、特許料の3種類の特許印紙代がかかります。まず、「**出願料**」とは特許庁に対して特許出願を行うための費用であり、その金額は一律に 14,000 円です。出願料は、特許出願と同時に特許庁に支払います。

次に、「**出願審査請求料**」とは、特許権を取得すべく特許庁の審査官による審査を受けるための費用です。その金額は 138,000 円 + 4,000 円 × 請求項の数です。出願審査請求料は出願審査請求と同時に特許庁に納付します。

そして、「**特許料**」とは特許庁で特許権を取得するための費用であり、最低でも3年分を納付しなければなりません。特許料の金額は 12,900 円 + 900 円 × 請求項の数です。特許料は、特許庁の審査官から特許を認める旨の特許査定が送られてきてから、30日以内に納める必要があります。

なお、複数の発明を1件にまとめて出願することもできます。ただし、1つの請求項には1つの発明しか記載できません。よって、複数の発明を出願すると請求項が増えるため、出願審査請求料および特許料が高くなります。

そうすると、特許権を取得するための最低限の官公庁費用としては、(出願料) 14,000 円 + (出願審査請求料) 142,000 円 + (特許料) 13,800 円 = (合計) 169,800 円かかることとなります。

特許権は、特許庁に特許出願を行った日から、原則として最長20年間維持することができ、審査の遅延といった特殊な事情がある場合には最長25年間維持することができます。しかし、特許を維持するためにも、特許庁に特許料（年金）を支払わなければなりません。

特許権を維持するための特許料の金額は、以下の表のとおりです。特許権の登録から年数が経つにつれて、特許料の金額が上昇していく料金体系になっています。なお、2年分といったように、複数年分を納付することもできます。

なお、特許庁は、出願審査請求料および特許料につきまして、設立したばかりの会社や研究開発に積極的に投資を行っている中小企業といった一部の出願人に対する「**減額免除措置**」を設けています。減額免除措置の詳細につきましては、当特許事務所の弁理士までご相談ください。

特許権を維持するための特許料	
特許の登録からの年数	1年分の特許料の金額
第1年から第3年まで	4,300円 + (300円 × 請求項の数)
第4年から第6年まで	10,300円 + (800円 × 請求項の数)
第7年から第9年まで	24,800円 + (1,900円 × 請求項の数)
第10年から第25年まで	59,400円 + (4,600円 × 請求項の数)

2. 特許取得手続の弁理士費用

次に、お客様が特許庁における特許権を取得するための手続を特許事務所に依頼した場合に、弁理士に支払う「**代理人費用**」についてご説明します。代理人費用は、一般に、特許庁に発明を出願した際に支払う「**出願手数料**」と、特許が登録された際に支払う「**成功報酬**」の二段階で支払われます。

ここで、日本弁理士会が調査した「特許事務報酬（弁理士手数料）に関するアンケート」では、代理人費用の金額について、以下のような回答結果が得られています。

他の特許事務所へと特許権の取得手続をご依頼された場合、その代理人手数料の平均金額は、出願手数料 300,237円 + 成功報酬 118,445円 = 418,682円 [[他特許事務所](#)] です。

当特許事務所に特許権の取得手続をご依頼いただいた場合、その代理人手数料の平均金額は、出願手数料 180,000円 + 成功報酬 100,000円 = 280,000円 [[当特許事務所](#)] です。また、出願審査請求手続に5,000円をお願いしております。

そうすると、特許庁に支払う官公庁費用と弁理士に支払う代理人費用を合計した特許の取得に必要な費用の総合計額は、以下の表にまとめることができます。官公庁費用は最低限必要な金額を示しています。

特許取得費用の比較			
ご料金の比較	官公庁費用	代理人費用（税込）	合計
他特許事務所	169,800 円	460,550 円	630,350 円
当特許事務所	169,800 円	313,500 円	483,300 円

3. 当特許事務所の弁理士費用

特許事務所の弁理士に特許法に関する手続をご依頼いただいた場合の「**ご料金表**」を以下にお示しします。

- ・ 先行特許調査
弁理士が従来技術を調査した上で特許権の取得可能性につき報告します。
- ・ 特許出願
弁理士が特許出願に必要な書類一式を作成した上で特許庁に提出します。
- ・ 補正書の提出
出願書類をはじめ特許庁に提出した各種の書類について修正を行います。
- ・ 意見書の提出
特許庁の審査官から拒絶理由通知が送られてきた場合に反論を行います。
- ・ 優先権の主張
先に出願した発明に関連する発明を追加して再度特許の出願を行います。
- ・ 出願の分割
複数の発明が含まれている特許出願を2件以上に分けることができます。
- ・ 出願の変更
特許出願から実用新案登録出願や意匠登録出願に出願形態を変更します。
- ・ 出願審査請求
特許庁に対し審査官による特許の要件の審査を受けることを請求します。
- ・ 早期審査請求
一定の条件を満たすため特許庁に対し早期に審査を行うように求めます。
- ・ 料金減免請求
一定の条件を満たすため特許庁に料金を減額・免除するように求めます。
- ・ 拒絶査定不服審判の請求
審査官が拒絶査定を行った際に特許庁の審判官へと不服を申し立てます。
- ・ 特許の登録
特許の取得手続が完了し特許権が発生したことをお客様にご連絡します。
- ・ 特許料の納付（権利管理）

中川特許事務所<お客様用資料>特許制度編

特許権の維持についてお客様へのご連絡と特許料の納付手続を行います。

- ・ 特許権の契約書作成

特許権に関するライセンスや譲渡といった他社との契約書を作成します。

- ・ 特許権の調査鑑定

お客様の製品が他社の有する知的財産権に抵触するか否かを調査します。

- ・ 特許権の紛争解決手続

知的財産仲裁センターなどでの特許に関する紛争解決手続を代行します。

特許取得手続のご料金表	
お手続の内容	基本手数料額（消費税込み）
特許発明に関するご相談	無料
先行特許調査	22,000円～44,000円
特許出願	198,000円（先行特許調査料を含む）
補正書の提出	55,000円
意見書の提出	55,000円
優先権の主張	165,000円
出願の分割	110,000円
出願の変更	110,000円
出願審査請求	5,500円
早期審査請求	8,250円
料金減免請求	11,000円
拒絶査定不服審判の請求	165,000円
特許の登録（成功報酬）	110,000円
特許料の納付（権利管理）	8,250円
特許権の契約書の作成	55,000円
特許権の調査鑑定	165,000円

4. 弁理士費用の割引制度

当特許事務所では、すでにご自身で先行特許調査を行ったお客様、ご自身で出願書類を準備していただいたお客様、そして関連する技術について複数件の特許出願をご依頼いただいたお客様を対象として、特許権の取得手続にかかる当特許事務所のご料金の「**割引制度**」をご用意しております。

・ 先行特許調査割引

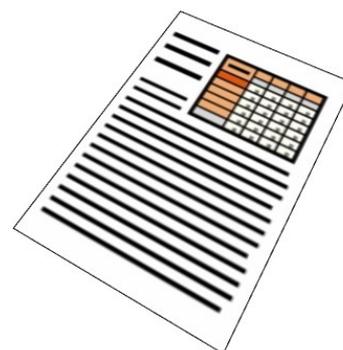
お客様にてご自身のアイデアがすでに公開されている発明であるか否かについて調査を行っており、当弁理士による調査が不要な場合、当特許事務所の出願手数料 18 万円から最大で 3 万円お値引きします。

・ 出願書類作成割引

特許の出願を行うために必要な図面などの出願書類をお客様にて準備していただき、当弁理士による書面の作成が必要でない場合、当特許事務所の出願手数料 18 万円から最大で 3 万円お値引きします。

・ 複数件ご依頼割引

これまでに当特許事務所にご依頼いただいた特許出願や実用新案登録出願と技術的な関連性がある特許の出願につきましては、当特許事務所の出願手数料 18 万円から最大で 3 万円お値引きします。



V. 特許出願の申請様式

1. 特許出願の書類の様式

特許庁で特許の登録を行って特許権を取得するためには、特許法に規定された一定の書式に基づく「**出願書類**」を特許庁に提出しなければなりません。きちんとした出願書類を作成しないと、出願しても特許権を取得できなかったり、特許を取得できても自分に不利な内容になったりすることがあります。

特許出願を行うためには、願書・明細書・特許請求の範囲・図面・要約書からなる5つの出願書類を特許庁に提出する必要があります。

特許庁への書面の提出は、紙媒体で作成した書面を特許庁に持参したり郵送したりするほか、専用のソフトウェアを用いてインターネットを通じて行うことができます。ただし、紙媒体で作成した書面を特許庁に提出した場合は、特許庁で願書を電子化するための「**電子化手数料**」（1件当たり2,400円+800円×枚数）が別途かかりますので注意してください。

【用紙の大きさ】

出願書類の用紙はA4用紙（横21cm・縦29.7cm）を用います。

【文章の書き方】

文章は左横書き・1行は36文字・1ページにつき29行以内で記載します。

【文字の表し方】

文字は全角文字・黒色・10～12ポイントの大きさにより記載します。

【ページ数記入】

複数枚からなる書類は各ページのヘッダー右端にページ数を記入します。

【見出しの括弧】

各書類に設ける見出しは「**【書類名】特許願**」のように**【**を付けます。

2. 特許出願の願書の記載

特許庁に特許の出願を行う際に必要となる書類の1つ目は「**願書**」です。願書は「出願人は誰なのか」「発明者は誰なのか」「書類の提出日はいつか」「発明が含まれる技術分野はどこか」といった形式的な事項を記載するための書類です。願書に記載する必要がある主な記載事項は以下の9項目です。

【書類名】

願書における書類の表題を記載すべき最上部に「特許願」と記載します。

【整理番号】

その特許出願を区別しやすいように、ローマ字・アラビア数字・ハイフンなどを組み合わせた10字以下の記号を記載します。

【提出日】

特許庁に対して特許出願に関する書類一式を提出する日付を記載します。

【あて先】

特許の取得を求める相手方となる「特許庁長官殿」と記載してください。

【国際特許分類】

特許の取得を求める発明が含まれる分野の国際特許分類を記載します。国際特許分類とは国際的に用いられている技術のグループ分けのことです。国際特許分類は「特許情報プラットフォームのウェブサイト」で調べることができます。例えば、靴下に関する発明を出願する場合は、靴下が含まれる分類である「A 4 1 B 1 1 / 0 0」と記載します。

【発明者】

特許を出願する発明を考え出した発明者の住所または居所および氏名を記載します。その発明に関わった人が複数いる場合は、その全員を発明者として記載します。

【特許出願人】

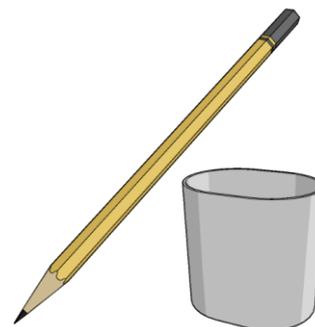
特許出願を行って将来特許権を取得することになる出願人の住所または居所および氏名または名称などを記載します。発明者と出願人が同じ人である必要はありません。また、他社と共同で出願して特許を取得するような場合は、その全員について記載します。

【代理人】

特許を取得するための特許庁における手続を弁理士に依頼した場合、代理人となった弁理士の住所または居所および氏名または名称などを記載します。

【提出物件の目録】

願書とあわせて特許庁に提出する明細書・特許請求の範囲・図面・要約書について各書類の名称を記載します。また、弁理士に特許を取得する手続を依頼した旨の委任状といったその他の書面をあわせて特許庁に提出する場合も、その書類の名称を記載します。



3. 明細書に記載する事項

特許庁に特許の出願を行う際に必要となる書類の2つ目は「**明細書**」です。明細書は「特許権を取得したい発明はどのような内容なのか」といったようにアイデアを具体的に説明するための書類です。明細書に記載する必要がある主な記載事項は以下の 11項目です。

【書類名】

明細書の最上部の書類の表題を記載すべき箇所に「明細書」と記載します。

【発明の名称】

特許出願を行う発明を簡単かつ明確に表せる名称を記載します。例えば、靴下に関するアイデアを出願するのであれば発明の名称に「靴下」と記載します。

【技術分野】

特許の申請を行う発明が含まれる大まかな技術分野を記載します。例えば、靴下に関するアイデアについて特許を出願するのであれば、「本願発明は靴下に関するものである」と記載します。

【背景技術】

特許の出願を行う発明に関連する従来技術について、先行技術文献に関する情報とあわせて記載します。特許出願を行う際は、前もって先行技術調査を行っているはずですから、その調査で得た情報を記載するわけです。例えば、靴下に関するアイデアについて特許を申請するのであれば、従来どのような靴下が提供されてきたのかを述べます。

【発明の概要】

発明の概要には「発明が解決しようとする課題」、「課題を解決するための手段」、そして「発明の効果」という以下の3つの内容を記載します。

【発明が解決しようとする課題】

特許出願を行う発明が従来技術が抱えるいかなる問題点を解決しようとしているのかを記載します。例えば「従来の靴下は着用者の足の指が接するため爪先の布地が破け易かった」といったようにその問題点を指摘します。

【課題を解決するための手段】

特許権を取得したい発明が、上記の従来技術の問題点をどのようにして解決したのかを記載します。例えば「靴下のつま先の布地を二重にする」ことでこれを解決したのであれば、その旨を述べます。

【発明の効果】

特許の申請を行う発明が課題を解決するための手段を講じることによって、どのような効果を発揮できたのかを記載します。例えば「靴下のつま先の布地を二重にすることで、つま先が強固になったことにより、着用者の足の指が接しても破けることが少なくなった」と述べます。

【図面の簡単な説明】

添付する図面が特許出願に関して何を描いた図面なのか説明します。例えば、以下のような図であれば「【図1】本願発明に係る靴下の概略構造図である」と記載します。

【発明を実施するための形態】

特許権の申請を行う発明が含まれる技術分野における技術者が、その発明を実施できる程度に具体的に発明を説明します。例えば、靴下のアイデアなら、靴下の製造業者などであればその靴下を製造することができるぐらい具体的にその靴下の発明について説明します。

【符号の説明】

添付した図面に記載した「符号」の意味を説明します。例えば、以下の図でいうと「2」が靴下のつま先であって布地を二重にした部分を示すのであれば「2つま先」と記載します。



4. 特許請求の範囲の記載

特許庁に特許の出願を行う際に必要となる書類の3つ目は「**特許請求の範囲**」です。この書類は「将来特許権を取得したい技術は何か」といったように、特許権で独占できる範囲を決めるための書類です。特許請求の範囲を作成する際の注意事項は以下の5つです。

【書類名】

書類の最上部にある表題欄には「特許請求の範囲」と記載してください。

【明細書の記載との関係】

「特許請求の範囲」に記載する発明は、明細書における「発明の詳細な説明」の欄に記載されている発明でなければなりません。

【明瞭な記載であること】

特許出願を行うアイデアは明瞭に記載されなければなりません。

【簡潔な記載であること】

関連するアイデアであれば、複数のアイデアを1件にまとめて出願することもできます。1つの発明は1つの「請求項」に記載する必要があります。その請求項の記載が冗長であってはなりません。

【請求の範囲の記載指針】

「特許請求の範囲」には、特許出願人が特許を取得したいと考えている発明の内容を過不足なく記載しなければなりません。例えば、上記の靴下のアイデアであれば「つま先の布地を二重にしたことを特徴とする靴下」といったように記載すればよいでしょう。

5. 特許図面の記載の内容

特許庁に特許の出願を行う際に必要となる書類の4つ目は「**図面**」です。図面は明細書や特許請求の範囲の内容を図で分かりやすく説明するための書類です。ただし、実用新案登録出願とは異なり、特許出願では図面が必須の出願書類とはされていません。図面を作成する際の注意事項は以下の5つです。

【書類名】

書類の最上部のタイトルを表示する箇所に「図面」と記載してください。

【図面のサイズ】

図面は横 170mm・縦 255mm の範囲内で作成する必要があります。

【線の幅】

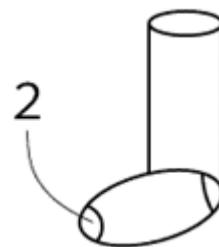
実線の太さは約 0.4mm、点線・鎖線・切断面を表す平行斜線・符号に付ける引き出し線の太さは約 0.2mm とされています。

【図面の描き方】

特許出願の際に特許庁に提出する図面は、原則として製図法にしたがって描くとともに、黒色を用いて鮮明に、かつ容易に消えないように描きます。また、図面に着色することはできません。

【符号の付け方】

図面の特定の箇所を示したい場合は「符号」を記載します。符号は 5mm 平方の大きさのアラビア数字を記載して、図面に描いた他の線と区別できるような引出線を描いて付けます。例えば、上記の靴下のアイデアについて「2 つま先」を示したい場合は、右上の図のように符号を付けます。



6. 要約書に記載する内容

特許庁に特許の出願を行う際に必要となる書類の5つ目は「要約書」です。要約書は特許権の申請を行う発明の概要を記載するための書類です。要約書の主な記載事項は以下の5つです。

【書類名】

書類の最上部のタイトルを表示する欄に「要約書」と記載してください。

【要約書の記載内容】

要約書には特許権を取得したい発明の課題と解決手段を記載します。明細書にも記載した事項ですが、400字以内でその概要を記載します。

【考案の課題】

そのアイデアが解決しようとしている従来技術の問題点を記載します。上記の靴下でいえば「つま先が破けにくくなった靴下を提供する」といったように課題を記載します。

【解決手段】

特許出願を行う発明が、上記の従来技術の問題点を解決した手段の概要を記載します。例えば「靴下のつま先の布地を二重にすることで、つま先が強固になったことにより、着用者の足の指が接しても破けるおそれが低減した」のであれば、その旨を述べます。

【選択図】

特許を申請する発明の特徴を最もよく表している図面の番号を「図1」などとして記載します。図面自体を記載する必要はありません。また、選択図として適当な図面がなければ「なし」と記載します。



VI. 特許発明の質問相談

1. 特許の出願に関するQ & A

Q 1. 日本では、特許の出願は毎年どれぐらいの件数が行われていますか？

A 1. 日本では、特許出願は1年間に約 30 万件行われています（2023年）。

Q 2. 日本では、特許出願された発明の内、どれぐらいの件数が特許を取得していますか？

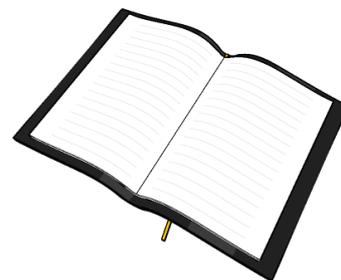
A 2. 日本では、1年間に約 20 万 4 千件の申請が特許権を取得しています（2023年）。

Q 3. 世界全体では特許の申請は毎年どれぐらいの件数が行われていますか？

A 3. 世界全体としては、特許の出願は1年間に約 346 万件行われています（2022年）。

Q 4. 世界で特許の出願件数が多い国はどこですか？

A 4. 1位が中国で162万件、2位が米国で59万件、3位が日本で29万件です（2022年）。



2. 特許の手続に関するQ & A

Q 1. 個人が特許の出願を行って、特許権を取得することはできますか？

A 1. 個人でも特許を取得できます。個人の出願は1年間に約 6 千件です（2022年）。

Q 2. 特許庁に対し特許を申請する際にどのような書類を提出するのですか？

A 2. 特許出願に際しては、願書・明細書・特許請求の範囲・図面・要約書の5つの書類を特許庁に提出する必要があります。ただし、図面は必要な場合にのみ提出すれば足ります。

Q 3. 日本では特許の申請を行ってからどれぐらいの期間で特許を取得できますか？

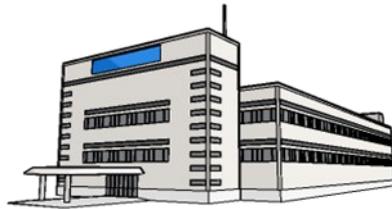
A 3. 現在、特許出願について特許庁における審査を求める出願審査請求を行ってから、特許庁の審査官が最初の判断を示すまでに約 10 ヶ月かかっています。

す。ただし、一定の要件を満たせば、早期の審査を請求することができます。
その場合の審査は、約 2.2 ヶ月かかります（2023 年）。

Q 4 . 特許の取得にはどのような費用がかかりますか？

A 4 . 特許の登録を行うには 2 種類の費用がかかります。まず、特許庁に納付する特許印紙代などの官公庁費用がかかります。また、弁理士に依頼した場合には、特許事務所に支払う代理人手数料がかかります。





Patent

中川 特許事務所

住所：〒231-0006
神奈川県横浜市中区南仲通3-35
横浜エクセレントⅢ 5階 E号室
TEL：045-651-0236 FAX：045-263-9517
E-mail：customer@ipagent.jp
URL：http://www.ipagent.jp

©2024 弁理士 中川 浄宗

本パンフレットは著作権法による保護の対象になります。
無断で複製・配布・アップロードなどをご遠慮願います。

